

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp



令和8年8月4日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

「大規模災害発生時の警備員避難基準」の策定について（周知）

令和8年7月28日に発生した熊本地震により、多くの尊い命が失われるとともに、各地で甚大な被害が発生し、警備業界においても警備会社や警備員が被災するなど、大きな影響が生じております。また、近年、地震、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の大規模災害が各地で発生しており、警備業務中に、警備員が災害に遭遇する可能性が高まっています。

防災委員会では、東日本大震災から15年を経過したこともあり、その経験を次代につなげるため、労働安全衛生法及び警備業法の趣旨を踏まえ、

警備業務の遂行に当たっては、何よりも警備員の生命及び身体の安全を最優先とする。との基本理念のもと、みだし避難基準を策定いたしました。

特に、東日本大震災の教訓として津波・洪水等の災害到達予想時刻が公表されている場合は、到達予想時刻の10分前までに避難を完了することを原則とすることを明記しました。

詳細は、協会会員専用ページでご確認ください。

宮警協第 42号 令和8年8月4日 加盟会員の皆様へ 一般社団法人宮城県警備業協会 会長 後藤 公伸 大規模災害発生時の警備員避難基準について（周知） 謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 平素は、当協会の運営につきまして格別のご理解と協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、令和8年7月28日に発生した熊本地震により、多くの尊い命が失われるとともに、各地で甚大な被害が発生し、警備業界においても警備会社や警備員が被災するなど、大きな影響が生じております。 また、近年は地震、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の大規模災害が全国各地で発生しており、警備業務中に警備員が災害に遭遇する危険性は年々高まっています。 警備員は、社会の安全・安心を守る重要な役割を担っておりますが、災害発生時には、「安全はすべてに優先する」との基本理念のもと、警備員の生命及び身体の安全確保を最優先とすることが何より重要です。 このため、当協会では、会員各社における災害対応の参考として、別紙「大規模災害発生時の警備員避難基準」及び「大規模災害発生時における避難判断の基本フロー」を取りまとめました。 各社におかれましては、本基準を参考に、警備業務を実施する地域及び現場の特性を踏まえ、災害の種類ごとの具体的な避難基準、避難場所、避難経路、連絡体制及び安全確認方法を整備するとともに、警備員に対する教育・訓練の充実を図られますようお願いいたします。 また、災害発生時には、警備業務の継続を優先することなく、警備員の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、躊躇することなく警備業務を中止又は一時中断し、速やかに安全な場所へ避難させるなど、警備員の安全確保を最優先とした対応を徹底されますようお願いいたします。 特に、津波や洪水等の災害到達予想時刻が公表されている場合には、避難場所までの移動時間及び避難経路上の危険を十分考慮し、災害到達予想時刻の10分前までに避難を完了することを原則として、避難行動を実施するようお願いいたします。 さらに、日頃から勤務現場ごとの災害リスクを把握し、避難計画及び対応要領について定期的な見直しを行うとともに、発注者とも災害発生時の対応について十分に共有し、実効性のある災害対応体制の構築に努めてください。 当協会といたしましては、「安全はすべてに優先する」との基本理念のもと、会員各社と一体となって安全文化の醸成を図り、災害による警備員の被害ゼロを目指した取組を推進してまいります。 各社におかれましては、本通知の趣旨をご理解いただき、警備員の生命及び身体の安全確保を最優先とした災害対応の徹底について、格段のご配慮をお願い申し上げます。 謹白	【災害時の基本原則】 「危険を感じたら、直ちに避難する」 「安全が確認されるまで、現場に戻らない」 1 警備員は、警備業務中に大規模災害が発生し、又は発生するおそれが高まり、生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると判断した場合は、避難指示等の発令や会社・現場責任者の指示を待つことなく、自らの判断により直ちに避難又は退避を開始するものとする。 2 災害時には、警備業務の継続よりも警備員の生命及び身体の安全を最優先とし、業務の継続を理由として危険な場所に留まってはならない。 3 津波や洪水等の災害到達予想時刻が公表されている場合は、避難場所までの移動時間及び避難経路の安全性を考慮し、災害到達予想時刻の10分前までに避難を完了することを原則とする。 4 一度避難又は退避した場合は、会社が現場及び周辺の安全を確認し、警備業務再開の指示を行うまで現場に戻らないものとする。 【会社・現場責任者の対応】 災害発生 ↓ 警備員の安全確認・安否確認 ↓ 警備業務の中止又は一時中断の判断 ↓ 避難・退避の指示及び避難状況の確認 ↓ 発注者・関係機関等との連絡・調整 ↓ 現場及び周辺の安全確認 ↓ 警備業務再開の可否を総合的に判断 【留意事項】 災害発生時は、会社又は現場責任者からの指示を待つことが、かえって警備員の生命又は身体に危険を及ぼす場合がある。このため、警備員は危険が切迫していると判断した場合は、自らの判断により直ちに避難又は退避し、その後、可能な範囲で会社又は現場責任者へ報告することを基本とする。
---	---